

植物防疫法施行規則の改正等についての意見・情報の募集
(輸入植物検疫の対象病害虫の指定等)

平成25年7月22日
農林水産省消費・安全局

この度、「植物防疫法施行規則の改正等」の内容について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

我が国は、植物防疫法に基づき、輸入植物検疫の対象病害虫（以下「検疫有害動植物」という。）の侵入及びまん延を防止するため、輸入制限等の措置を講じております。また、これらの措置の対象等については、科学的な根拠に基づくリスクアナリシスの結果等を踏まえ定めております。

この度、農林水産省では、リスクアナリシスの結果等に基づき

- (1) 検疫有害動植物の追加
- (2) 栽培地検査の対象とする地域及び植物の一部見直し並びに対象とする地域、植物及び検疫有害動植物の組合せの追加
- (3) 原則として輸入の禁止の対象とする地域及び植物の一部見直し
- (4) 一定の基準を満たす場合を除き輸入の禁止の対象とする地域及び植物の一部見直し並びに対象とする地域、植物及び検疫有害動植物の組合せの追加

等を行うため、同法施行規則及び関係告示を改正することにいたしました。

このことについて、皆様からの意見・情報を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

農林水産省消費・安全局植物防疫課において配付及び農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp>) において掲載

3 意見・情報の提出方法

(1) インターネットによる提出

(2) 郵便による提出

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省消費・安全局植物防疫課

(3) ファクシミリによる提出

03-3502-3386

4 意見・情報の提出上の注意

- ・提出いただく意見・情報は、日本語に限ります。
- ・電話での意見・情報はお受けできませんので御了承願います。
- ・個人は住所・氏名を、法人は法人名・所在地を明記してください。これらは公表する場合がありますので御了承願います。
- ・公表の際に匿名を希望される場合は、意見等提出時にその旨明記してください。
- ・提出いただいた個人情報については、お問い合わせ内容の確認等の御連絡に利用いたします。なお、これらの情報は御意見等の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報の提出の締切日

平成25年8月20日（郵便の場合は当日まで必着のこと）

6 公示資料

- (1) 植物防疫法施行規則及び関係告示の一部改正について（資料）
- (2) 参照条文（参考）